

第4章

持続的発展を主導する
グローバル戦略の構築

世界経済が大きな転機を迎える中で、我が国は、アジアとともに世界経済の持続的発展を先導する新たな発展戦略が求められている。

これまでの各章で見てきたとおり、世界経済の新たな発展の基軸として、グローバル化の「光」がもたらした、世界経済の新たな好循環の原動力としての「50億人市場」、一大「消費拠点」・「知識創造拠点」として、世界経済の発展の基盤となりうる「アジア大市場」、グローバル化の「影」として発現した地球的課題への対応を促進する、新しい社会構造である「持続的発展のための市場」の三つの「市場」が登場しつつある。

こうした世界経済の新たな発展の基軸となる、三つの新しい「市場」の創造については、活力ある企業の実取組が中核となることは当然である。一方で、それぞれの市場構造が、その自立的発展、相互の連関による発展を促すような設計となり、また、我が国産業が積極的に新たな事業活動を展開できる「場」となるよう、政府としても、戦略的かつ積極的なグローバル戦略を展開することが必要である。

具体的には、「50億人市場」の創造に関しては、一層のグローバル化を進める構造を確立し、広く各国市場へのアクセスを改善する必要がある。このため、WTOドーハ・ラウンドを推進するとともに、我が国と、大市場国、新興市場国との間の経済連携を強化するため、EPA／FTAや二国間投資協定等の検討が必要である。また、知的財産権の保護など、50億人市場との取引環境の整備も重要な課題である。

「アジア大市場」の創造に関しては、引き続きアジア域内でのEPA／FTAの締結を進めて、関税（モノ）や人の移動（ヒト）の交流を一層促進するとともに、二国間投資協定やEPA投資章（カネ）、ACTA（ワザ・チエ）の締結等を推進し、より骨太の国際事業ネットワークが構築されることを促進することが重要である。

さらに、「持続的発展のための市場」の創造に関し

ては、地球的な規模での対応が必要であり、国連における気候変動枠組条約締約国会議（COP）のような一連の取組や「アフリカ開発会議」（TICAD）のような国際的な協議の場において対応を議論することが重要である。また、これまでWTOドーハラウンドにおいて扱われていない、「貿易と労働」等の多様なアジェンダを積極的に取り上げることが必要である。

こうした三つの市場創造という発展戦略の基盤となるのが、2008年5月23日の諮問会議において発表された「アジア経済・環境共同体」構想である。同構想は、アジアの持続的発展のための共通課題に対し、我が国が「アジアの課題先進国家」として、その解決に先導的に取り組み、その中で培った技術や社会システムを広く地域に展開するものである。

高齢化をはじめ世界の課題先進国である我が国としては、上記のように、新たな三つの市場の構造設計に積極的に参画しつつ、我が国の、対外・対内直接投資を促進することで、グローバル化の恩恵を積極的に享受していくことが肝要である。

以下、本章では、我が国が三つの市場創造を行い持続的な発展を可能とするために必要なグローバル戦略について検討を行う。

第1節では、世界経済の転換局面において、我が国として、世界経済の持続的発展を主導する、新たなグローバル戦略を考えるに当たって、まず、これまで世界経済のグローバル化を促進してきた米国、次にEUのグローバル戦略を検証する。また、世界経済の成長センターであり、今後我が国とともに新たな発展の基盤を形成するアジア各国のグローバル戦略を検証する。第2節ではWTOにおける取組を概観する。第3節ではEPA／FTA等の締結に向けての取組を紹介する。第4節では、対内・対外直接投資の促進策を概観する。第5節では、アジア経済・環境共同体構想を紹介する。

第1節 諸外国のグローバル戦略

第2章で見たように、世界経済のグローバル化により拡大するヒト、モノ、カネの流れは、主に米国と欧州を最終目的地としている。また、近年の世界経済の急成長においては、中国や韓国、ASEAN等アジア諸国が主導的な役割を果たしている。

我が国がグローバル戦略を考える上で、これらの国・地域の戦略を学ぶ意義は大きいと思われる。ここでは、米国、EU、アジア諸国（中国、韓国、ASEAN）を取り上げ、各国のグローバル化への対応について紹介する。

1 米国のグローバル戦略

米国経済は、第1章で見たように景気後退懸念が高まっているが、長期的に見ると、1990年代以降、日本やドイツといった他の先進諸国経済が低迷する中、高い成長率を維持している。世界企業の売上高順位を見ても金融産業、IT産業、航空産業、コンテンツ産業等、多くの分野で米国企業が上位を占め、圧倒的な競争力を示している¹。

2008年の大統領経済報告でも指摘されているように²、米国経済の強さを生み出す重要な要因は、公平かつオープンな貿易・対外投資制度の積極的活用である。米国は2006年における世界最大のサービス輸出国、世界第二の財輸出国という輸出大国であり、また、第2章第2節で見たように先進諸国の中でも高い対外投資収益率を実現している。

貿易・投資以外に米国経済の発展にとって重要な役割を果たしている分野として、金融サービス、知的財産等があり³、いずれも米国が自国産業のグローバル展開を推進する上で鍵となる分野であり、対外経済政策においても重点が置かれている⁴。

以下では、こうした分野における米国の取組について概観する。

(1) 自由貿易協定（FTA）締結の推進

米国は、第二次世界大戦後、GATTの設立を主導したように自由貿易体制の構築に積極的であり、GATTやWTOにおける累次のラウンドにおいても積極的な貿易自由化を主張している。しかし、ラウンド交渉のような多国間アプローチが成果を収めるには長い年月を要するため、自国の貿易上の利益を確保する方法として、1970～80年代以降、一方的（unilateral）なアプローチ⁵を採用するようになった。これに加え、1990年代以降、第三のアプローチとしてFTAの締結も重視するようになっていく⁶。

米国は1985年にイスラエルとの間で最初のFTAを締結した。次いで、1989年に隣国であるカナダとの間で米加FTAを発効させ、さらにメキシコを加えたNAFTAを1994年に発効させた⁷。NAFTAは、先進国（米国・カナダ）と途上国（メキシコ）との間で結ばれた最初の自由貿易協定で、工業製品の域内関税撤廃のみならず、サービス分野の自由化や域内国間の投資保護、知的財産権保護規定等も盛り込んだ包括的な内容となっており、米国の地域主義のモデル協定として注目された⁸。米国にとって隣接するカナダ、メキシコ

1 Forbes (2008) “The Forbes Global 2000” における売上高世界ランキング（業種別）では、金融（シティ・グループ）、航空・宇宙（ボーイング）、小売（ウォルマート）、ソフトウェア・サービス（IBM）と米国企業が首位を占めている。また、Fortune (2007) “Fortune Global 500” によれば、エンターテインメント分野も、タイム・ワーナー（1位）、ウォルト・ディズニー（2位）等、米国企業が優位にあることがわかる。

2 Council of Economic Advisors (2008) “Economic Report of the President”。

3 Council of Economic Advisors (2005, 2006, 2007) “Economic Report of the President”。

4 この他にも、米国経済の強さは様々な要因によってもたらされている。例えば、中尾武彦 (2008) 「米国の経済政策」では、IT等を活用した技術革新やIT投資を中心とする資本蓄積の増大等を背景とした労働生産性の上昇、また、グローバル化の進展による恩恵の享受（例えば金融サービスやIT等を利用したビジネスモデルの開発、弁護士や会計士等の専門職等、米国が競争力を有するいくつかの分野の希少性の高まりにより利益を拡大させることに成功している）等が挙げられている。

5 外国の市場で米国が「正当なシェア」を獲得するため、米国からの輸出を阻害していると考えられる国の国内法制度や慣行を変えるよう働きかけること。代表的な例は、1988年に行われた通商法におけるスーパー301条（個別問題において「市場開放優先慣行」を指定するとともに、一般的に市場歪曲慣行を持つとUSTRが判断した国を「市場開放優先国」と指定して、輸入障壁等の撤廃に関する交渉を行い、合意に達しない場合には一方的に報復措置を発動する）の追加である（経済産業省（1989）『通商白書1989』）。

6 Cooper, William H. (2008) “Free Trade Agreements: Impact on U.S. Trade and Implications for U.S. Trade Policy”。

7 米国、カナダ、メキシコがNAFTAに調印したのは1992年であり、その後、労働と環境に関する補完協定を加えた形で1994年に発効した。

8 佐々木隆雄 (1997) 『米国の通商政策』。

との経済関係は重要であり、両国との自由貿易協定は米国政府の輸出拡大戦略を実現するための重要なアプローチの一つであった⁹。また、日本、欧州、NIEsの企業との競争に直面していた米国の多国籍企業にとっても、北米大陸規模で最適な企業内国際分業を再編し、北米大陸を新たな競争圏として捉えることを可能にするとして歓迎された¹⁰。

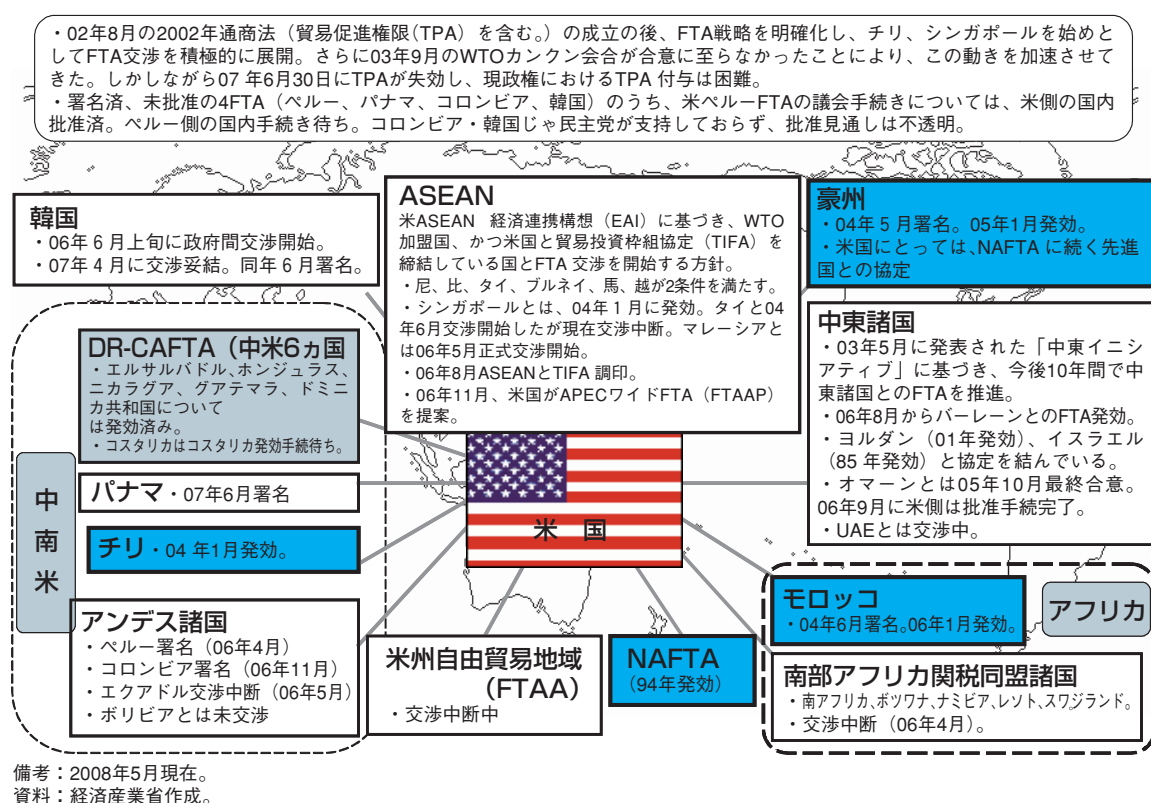
NAFTA締結後、米国のFTA締結の動きは一旦落ち着いていたが、諸外国がFTAを次々に締結していく中、FTA締結の遅れが米国にとって不利益になることを避けなければならないという考えから、2001年に成立したブッシュ政権は積極的にFTA締結交渉を推進した¹¹。FTA締結交渉の対象国はアジア・大洋州地域や中東、アフリカ、中南米へと拡大し、2008年1月現在、14のFTAが発効している¹²。

また、アジア・大洋州地域については、米・シンガポールFTA（2004年発効）や米豪FTA（2005年発効）の締結のほか、APECの枠組においても、アジア太平洋の自由貿易圏構想（Free Trade Area of the Asia-Pacific, FTAAP）の検討、推進を提唱している。米国はラウンドで達成できない措置をFTAで実現し、将来的にこれをグローバル・ルールに発展させるねらいがあるとされ、近年締結されたFTAにおいては知的財産権の保護、サービス市場の自由化（例えば、宅配便市場の開放、電子商取引の促進、金融市場の開放等）、労働・環境保護の規定が盛り込まれている。（第4-1-1図）

(2) 金融等サービス分野¹³

米国からのサービス輸出と米国企業の海外子会社の現地におけるサービスの売上の総額は、毎年約1兆ド

第4-1-1図 米国のFTAの動向



⁹ 米国商務省経済統計局によれば、1990年、2006年における米国の輸出におけるカナダとメキシコを合わせたシェアはそれぞれ約25%、約30%である。

¹⁰ 中本悟（1999）『現代米国の通商政策』。

¹¹ 前掲Cooper（2008）。当時の政府の考えは、2002年10月にゼーリック通商代表（当時）が行ったスピーチ（「米国をFTAネットワークの核に位置付け、多方面展開により自由化競争を作り出す」）の中にも反映されている。

¹² イスラエル、カナダ、NAFTA、ヨルダン、シンガポール、チリ、豪州、モロッコ、バーレーン、ドミニカ、エルサルバドル、ホンジュラス、ニカラグア、グアテマラ。このうちカナダとのFTAは、NAFTAの発効とともに、凍結された。ペルー、オマーン、パナマ、韓国とは協定署名済、マレーシアとは交渉中である。タイ、南部アフリカ関税同盟諸国、UAEとの交渉については中断している。

¹³ USTR（2008）“2008 Trade Policy Agenda and 2007 Annual Report of the President of the United States on the Trade Agreement Program”による。

ルに上っており、米国経済にとってサービス貿易は重要な位置を占めている¹⁴。サービス貿易において米国の利益を拡大し、金融等サービス分野の海外展開を促していくこと、その障壁を除去していくことは、戦略的産業である金融サービスのグローバル展開のための市場度整備という観点から見ても、米国の対外経済政策の重要な課題となっている。

米国は、これからWTOに加盟しようとする国々とのWTO加盟交渉やWTOドーハラウンド、二国間FTA交渉、二国間投資協定交渉等において、米国の重要なサービス分野（金融サービス、通信サービス、コンピューター関連サービス、速達便（express delivery）サービス、エネルギー関連サービス、流通サービス等）の相手国市場への参入障壁を削減、撤廃することを要求しており、サービス分野で水準の高い約束を引き出したり、二国間協定等においても水準の高い条文を盛り込むことに成功している¹⁵。

(3) 投資環境の整備¹⁶

米国は、対外投資や自国企業の海外展開にあたって、その利益が妨げられることのないよう、投資先国・地域との二国間投資協定やFTAの投資章等で当該国・地域の投資環境の改善を図っている。

例えば、米国が1980年代から結び始めた二国間投資協定においては、投資財産の収用補償の確保といった「投資保護」に加え、「透明性の確保¹⁷」等、投資家

の活動環境の改善を目指した規定が盛り込まれている。また諸外国とのFTAにおいても、投資の自由化、投資の保護に関する条項があり、特に、投資の自由化に関しては米豪FTAやNAFTAにおいてパフォーマンス要求¹⁸の禁止に関する条項が盛り込まれるなど、先進的な内容となっている¹⁹。

(4) 知的財産権²⁰

米国の経済的成功は、知識や創造性、それらから生まれるモノやサービスに大きく依存していることから、世界規模で知的財産権の保護を図ることが米国の貿易政策上、重要な課題となっている。近年の各国・地域とのFTAにおいては、米国の国内法の保護水準を相手国において担保することを目指していると考えられ、WTOの「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）」よりも強い保護規定が置かれているケースが見られる²¹。このほか、模倣品問題に対処するため、日本やEUその他の主要貿易相手国との間で模倣品・海賊版拡散防止条約²²の締結に向けた協議を開始している。また、知的財産分野については、通商法スペシャル301条の適用という形で、相手国に改善を求めているケースもある²³。

(5) 今後の通商政策の方向性

2006年の中間選挙において、与党共和党より保護主義的であるとされる民主党が議会の多数を占め、通商

14 前掲USTR (2008) によれば、サービス貿易に関する全ての障壁が世界規模で撤廃されれば、米国の国民所得 (U.S. annual income) は4,600億ドル／年も上昇し、4人家族1世帯あたり6,000ドルの所得上昇につながると試算されている。

15 特に2004年に発効した米国・シンガポールFTAのサービス章では、規制の透明性の確保（脚注17参照）やサービス貿易に関連する経常取引のための支払及び送金の制限の禁止等が盛り込まれている。シンガポールがEFTAと締結したFTA（2003年発効）では、それらの規定は盛り込まれていない。

16 経済産業省（2008）『不公正貿易報告書（2008年版）』、小寺彰（2006）「投資協定における“透明性”」による。

17 投資家が投資先において関係法令等の情報を入手できるようにすること等を基本的な要素とする。特に、冷戦終結前後からポーランド等、旧社会主義国との間で締結した二国間協定において、条文中、明確に「透明性」の概念が使われるようになり、GATS等のWTO体制における「透明性」に連なっていくとされる。NAFTAでは法令等の入手可能性に加え、行政手続きの中で利害関係者の関与の確保や裁判所等の公平な審査機関の設置義務の規定が盛り込まれた。2002年に米国政府が作成した「モデルBIT」では、「透明性」の内容として情報の迅速化のために照会所（contact point）をつくること、事前に提案された関係措置を出版し、かつ提案された措置についてコメントする機会を与えること、実際に提案された措置に関する質問に答えること、行政手続法の制定、迅速審査のための行政裁判所または行政手続の設定が想定されている（前掲小寺（2006））。

18 ローカルコンテンツ要求、現地調達要求、国内販売制限要求等、外国からの投資を受け入れる際に様々な条件を付けること。

19 例えば、豪タイFTAやEFTA-韓国投資協定においてはパフォーマンス要求の禁止は盛り込まれていない。

20 前掲USTR (2008)、前掲経済産業省（2008）。

21 著作権分野においては、TRIPS協定が引用するベルヌ条約において保護期間を著作者の死後50年と定めているが、米国のFTAでは保護期間を70年としている。医薬品等の承認の条件として試験データ等の提出を求める場合の当該データの保護についても、その排他的な利用期間を規定するなど、より明確かつ具体的な規定を導入している。無断複製を技術的に防ぐコピーコントロールや暗号によって視聴行為を制限するアクセス・コントロールの回避を禁止する規律も導入されている。

22 Anti-Counterfeiting Trade Agreement (ACTA)

23 例えば、チリについて知的財産権保護に関するWatch ListからPriority Watch Listに移して監視を強化している。ロシアやブラジル、パキスタン、チェコといった国々にはスペシャル301条が適用されており、中国の知的財産権保護に関する現状についても詳細な調査が行われている。

交渉に関する政府と議会の調整が困難となっている²⁴。

しかし、米国経済は貿易・投資自由化や金融等サービス分野の競争力強化によって成長しており、今後もこうした分野の競争力を強化するべく、より投資や金融等のサービスにシフトした形で諸外国との経済連

携を模索していくものと考えられる²⁵。米国の通商政策の変化は、WTOやFTAを通じたグローバルな自由貿易体制構築の動きに大きな影響を及ぼすことから、今後の動きを注視する必要がある。

コラム 38

経済のグローバル化を巡る評価

貿易や投資の自由化が国内経済にもたらす影響については、19世紀にリカードが考案した比較優位論が、その後の経済学における「教科書的」な考え方となっている。

しかし、リカードが示したモデルは静学モデルであり、グローバル化がもたらす動学的な効果（資本蓄積効果、生産性上昇効果等）が捨象されている。

こうした点を考慮すると、リカードとは異なる結果を得ることもある。例えば、ノーベル経済学賞受賞学者であるPaul A. Samuelsonは、“Where Ricardo and Mill Rebut and Confirm Arguments of Mainstream Economists Supporting Globalization”という論文において、古典的な二国二財のリカードモデルを用いつつ、一定の仮定の下では、貿易開放により国民の実質所得が減少することを理論的に導いており、「貿易は当事国すべてにメリットを与える」という比較優位論の結論の反例を示している²⁶。

同論文では、米国（先進国）と中国（途上国）を題材に議論を展開している。中国が比較優位を有する製品で中国の技術に革新が起こった場合、米国の実質所得は向上するが、米国が比較優位を有する製品で中国の技術に革新が起こった場合、米国の一人当たり実質GDPが減少することを示している（米国が比較優位を有する製品がより安く買えることによる消費者余剰を勘案しても純減）。

同論文の中で展開されている議論の概要

1. モデルの概要

標準的なリカードモデル（二国二財、二国＝米国、中国）である。

米国の産業 n ($n=1,2$) の労働生産性、生産額を A_n, Q_n 、中国の産業 n の労働生産性、生産額を a_n, q_n とする。米国、中国の労働者数をそれぞれ100、1,000とする。

生産性は $(A_1, A_2) = (2, 1/2)$ 、 $(a_1, a_2) = (1/20, 2/10)$ とする（米国は財1に、中国は財2に比較優位）。

社会全体の効用関数は「ミル型効用関数」を仮定し、米国、中国の効用関数を U_1, U_2 とすると、

$U_1 = Q_1^{0.5} Q_2^{0.5}$ 、 $U_2 = q_1^{0.5} q_2^{0.5}$ である。

2. 自由貿易のメリットの確認 ～貿易開放前後の均衡比較

(1) 貿易前の均衡では、効用関数の形状から消費者は二財に同じ価値を見出すため労働者は二つの産業に等分される。

○生産 米国： $(Q_1, Q_2) = (100, 25)$ 中国： $(q_1, q_2) = (25, 100)$

世界計： $(\text{財1}, \text{財2}) = (125, 125)$

○効用 米国： $U_1 = 50$ (1人当たり0.5) 中国： $U_2 = 50$ (1人当たり0.05)

²⁴ 2007年7月には、議会が大統領に付与していた貿易促進権限（TPA）が失効した。

²⁵ 例えば、2008年2月、米国は、ニュージーランド、チリ、シンガポール、ブルネイの太平洋横断戦略的経済連携協定締約国が新たに開始する投資・金融分野に関する追加交渉に参加を表明している。

²⁶ Samuelson, Paul, A. (2004) “Where Ricardo and Mill Rebut and Confirm Arguments of Mainstream Economists Supporting Globalization”.

(2) 貿易後の均衡では、米国は財1に、中国は財2に特化する。

○生産 米国： $Q_1=200$ 中国： $q_2=200$

世界計：(財1, 財2) = (200, 200) (貿易前と比べ増加)

○効用 米国： $U_1=100$ (1人当たり1) 中国： $U_2=100$ (1人当たり0.1)

効用は米国、中国とも貿易前の2倍となる。所得格差は貿易前と同じ10倍である。

3. 中国の比較「優位」産業で技術革新が起きた場合

a_2 が2/10から8/10に上昇したとする。この場合、技術革新は両国間の比較優位構造を変えない。従って、引き続き米国は財1、中国は財2に特化することとなる。

中国における財2の生産性の上昇によって財2の供給量が拡大し、財2の財1に対する相対価格が下がる。財2を輸入する米国には恩恵があり、「ミル型効用関数」の下では、中国にも恩恵がある。

4. 中国の比較「劣位」産業で技術革新が起きた場合

a_1 が1/20から8/10に上昇したとする。この技術革新によって米国と中国の比較優位構造が一致する。均衡状態では米国、中国ともに労働者を産業1、2に等配分し、特化は起こらない。

○生産 米国： $(Q_1, Q_2) = (100, 25)$ 中国： $(q_1, q_2) = (400, 100)$

世界計：(財1, 財2) = (500, 125)

○効用 米国： $U_1=50$ (1人当たり0.5) 中国： $U_2=200$ (1人当たり0.2)

米国の実質所得は、中国の技術革新の前(=1)よりも減少する。一方、中国の実質所得は、中国の技術革新の前(=0.1)よりも増加する。

本論文のインプリケーションは、自国の比較優位産業において他国にキャッチアップされてしまうと、実質所得を毀損するリスクがあるという点である。こうしたグローバル化のリスクを回避するためには、以下のような対応が必要となる。

- ① 比較優位産業において他国にキャッチアップされないよう努める(技術流出の防止等)
- ② 常に新しい産業を創出するよう努める(不断のイノベーションの推進)

また、リカードのモデルでは資本・企業概念が捨象されているが、企業や資本が存在する場合には、経済のグローバル化により企業がオフショアリングする、または海外に移転したりすることで、労働者が職を失うといったデメリットも生じる可能性が出てくる²⁷。

しかし、Summers (2008) やWolf (2008) の問題提起を待つまでもなく、仮に経済のグローバル化がデメリットをもたらすとしても、グローバル化の進展は最早不可避である。従って、グローバル化の進展を前提に、グローバル化がもたらすデメリットへの対応を考えることが重要である²⁸。

27 グローバル化の雇用に対する悪影響は、経済学者によっても懸念されている。例えば、Blinder (2007) “Free Trade’s, Great, but Offshoring Rattles Me” (Washington Post紙) はオフショアリングにより、3,000万人の米国の雇用が国外に流出する可能性を指摘している。また、Summers (2008) “A strategy to promote healthy globalisation” (Financial Times紙) は、「労働者は、グローバル化が世界経済に恩恵をもたらす一方、自分たちにとって良くないことと認識しつつある」とし、労働者がグローバル化の効果を疑うようになった理由として「労働者の成功と、企業や貿易相手国の成功とのリンクが弱まっていること」を指摘している。すなわち、閉鎖経済では、企業と労働者はともに労働生産性の向上に関心を持つが、開放経済では企業は、自社の資本を世界中の労働力と結合させることができるため、国内労働者の生産性向上に関心を持たず、むしろ「海外への移転を脅しに法人税や規制、補助金等の譲歩を得ようとする。」ことになる、と説明している。

28 例えば、前掲Summers (2008) は、租税回避地問題など国際租税分野における国家間の協力促進、有害な競争規制の阻止が、Wolf (2008) “Preserving the open economy at times of stress” (Financial Times紙) は “Higher taxation of the winner” (グローバル化によって利益を得た者(法人)への課税強化)が必要としている。

2 EUのグローバル戦略

2008年5月現在、EUは27か国が加盟し、加盟国の人口が合計で4億9,300万人²⁹、域内の関税が撤廃され、国境を越えた人の移動も自由に行われる巨大統合市場である。

EUは、現在に至るまで、50年以上の長い時間を掛けて、徐々に統合を進めてきた。EUは、「欧州石炭鉄鋼共同体 (ECSC) 条約」(1952年) に端を発し、関税同盟の結成 (1968年)、欧州通貨制度の導入 (1979年) など、経済統合の分野を徐々に拡大・深化させてきた。1992年のマーストリヒト条約の締結により、経済分野に加え、外交・安全保障政策、内務・司法分野においても加盟国間で協力する現在の体制が成立した。

経済のグローバル化に対しても、EUは加盟国が協力して戦略的に対応し、成功を収めている。以下では、EUのグローバル化への対応について概観する。

(1) グローバル競争への対応

(域内基盤の強化—「リスボン戦略」³⁰)

EUでは、市場統合の深化、加盟国の増加による市場の拡大が進展しているが、グローバル競争の激化や知識経済化への対応が迫られる中、高い失業率や高齢化の進展、社会保障支出の増大、研究開発投資の伸び悩み等、成長及び生産性の向上を阻害する多くの課題に直面しており、こうした課題を打開するための域内基盤強化に向けて加盟国が共同で取り組むことの必要性が認識されてきた。

こうした点を踏まえ、EUは、研究開発及びイノベーションの促進、中小企業等を取り巻くビジネス環境の改善、人材開発と労働市場の近代化、二酸化炭素排出量の低減等を通じた環境対策の充実等を通じ、EU域内に魅力ある投資・雇用環境を創造することを目指した「リスボン戦略」を2000年3月に採択した。同戦略を着実に実施することにより、グローバル競争に対応するための域内基盤の強化が図られている。

(対外経済戦略 —「グローバル・ヨーロッパ」³¹)

こうした域内の体質強化に加え、対外経済政策においてもEUの利益を増大させ、EUの成長に寄与しようとする姿勢が明確に打ち出されてきている。2006年10月、欧州委員会は、対外経済政策に関する考え方を示した政策文書「グローバル・ヨーロッパ」を発表している。

「グローバル・ヨーロッパ」では、「リスボン戦略」同様、域内市場の基盤強化の重要性が言及されるとともに、諸外国の市場を開放し、当該国との公正な貿易条件を確保していくことが重要であると指摘されている。具体的には、当該国における過度に貿易制限的な規制や手続等の非関税障壁の撤廃³²、エネルギー・資源へのアクセスの確保、新しい貿易関連問題である知的財産権保護、サービス・投資・政府調達自由化、競争の促進等について貿易相手国に要求していくことが必要、としている。

(FTAへの関心³³)

EUは、多国間貿易システムであるWTOの機能強化及びWTOドーハ・ラウンド交渉の成功を重視している一方、同ラウンドの進展が難航しており、また、投資、政府調達、競争、知的財産権保護といった現在のWTOでは扱っていない分野を解決するためにも、貿易相手国とのFTAを通じて当該国の市場へのアクセスを容易にし、ひいては、グローバル市場における貿易・投資条件をEUにとって有利なものに修正しようとするアプローチも採り始めている。FTA交渉相手国・地域を選定するにあたっては、市場の潜在性(経済規模、成長率)、当該国・地域における保護主義的な措置(関税、非関税障壁)の程度等を考慮するとし、ASEAN、韓国、メルコスールとのFTA交渉を重視している。EUは、サービスや投資に関する条項を含

29 欧州連合日本代表部 (2007) 「EUの拡大」。

30 2000年3月のEU理事会で採択された。2005年、より目標を明確化し、EU域内に魅力ある投資・雇用環境を創造することを目指した「成長と雇用のための協働—リスボン戦略の新たな出発 (Working together for growth and jobs— A new start for the Lisbon Strategy)」が採択されている。

31 European Commission (2006) “GLOBAL EUROPE—competing in the world A contribution to the EU’s Growth and Jobs Strategy”。

32 これらの非関税障壁については、第三国との相互認証協定や国際標準化・規制に関する対話、技術支援等が、非関税障壁の撤廃の有効な手段として期待されている (前掲 European Commission (2006))。

33 前掲 European Commission (2006)。

む自由化度の高いFTA締結を追求しており、FTAを通じて、相手国の輸入数量制限及び関税その他の税、輸出制限措置の撤廃、知的財産権の保護、金融・税・法律分野におけるガバナンスの向上等を目指している。(第4-1-2図)

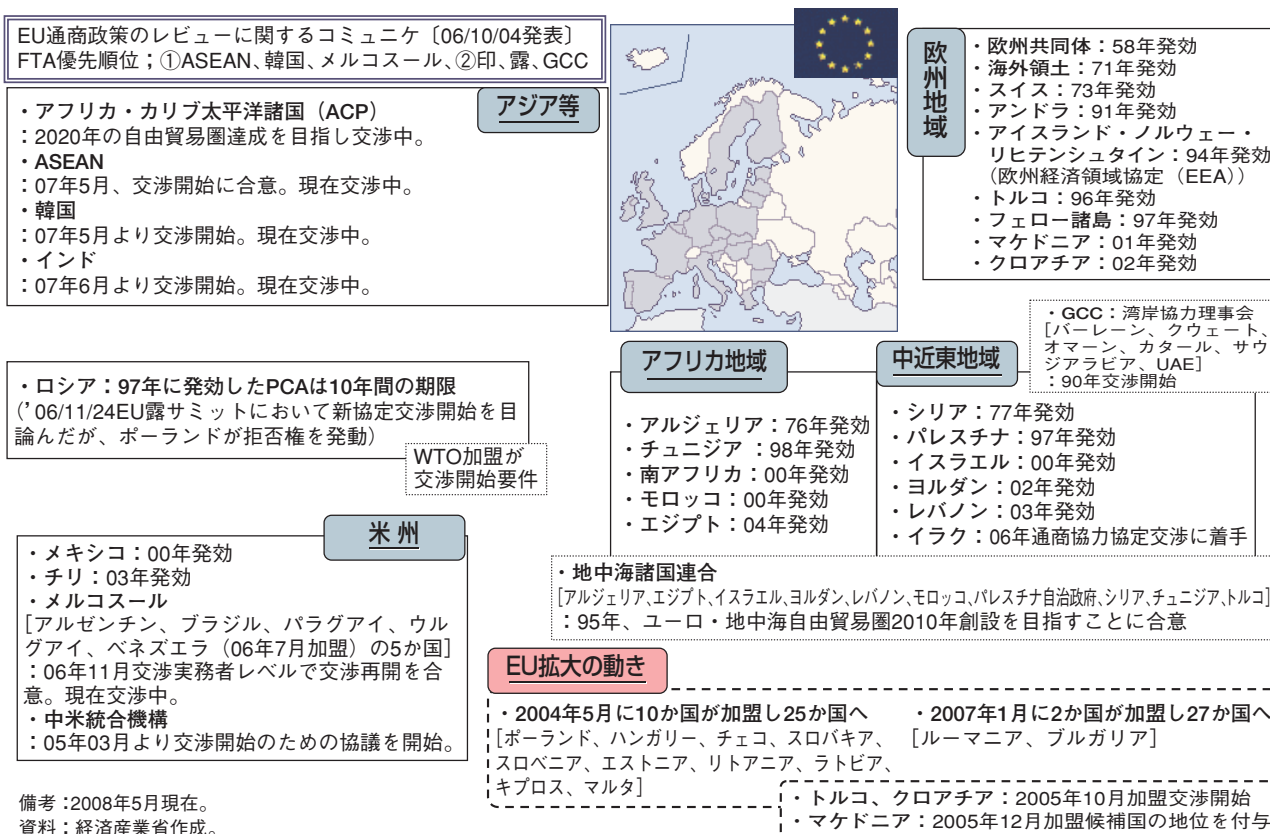
(米国との関係)

EU加盟国と米国は歴史的にも関係が深く、同じ西側先進国・地域として多様な分野で連携を強めてきた。最近では、EUと米国の間の「より統合された」経済枠組の構築に向けた取組が強化されている。2007年4月のEU－米国首脳会談の共同声明の経済部分においては、規制緩和に関する協力の促進や知的財産権、安全な貿易、投資、金融市場、イノベーションと技術におけるEU－米国間経済統合を促進していくための枠組³⁵を構築することが盛り込まれている³⁶。また、

EU－米国間の閣僚レベルの新しい対話の枠組「大西洋経済評議会」が、2007年11月に初めて開催され、その共同声明においてEU－米国間の貿易・投資障壁の撤廃と規制緩和に関し、米国における国際会計基準に基づくルール策定に向けた取組や新薬導入に関する規制緩和、バイオ燃料の共通規格の導入に関する専門家間の合意等が見られた。2008年5月には第二回評議会が開催され、米国産鶏肉の輸入禁止に関する措置やEUの化学品規制 (REACH) 導入の影響を回避するための具体的措置について議論されたほか、開かれた投資に関する共同声明が出され、その中で、国際的投資のもたらす利益及び無差別かつ透明な投資政策の重要性が強調された³⁷。

EU－米国によるこうした貿易アジェンダにとどまらない統合的なアプローチは、グローバルなルールや制度、基準作りにおけるモデルケースとなる可能性が

第4-1-2図 EUのFTAの動向



34 EUと米国の間では平和と安定、民主主義の促進、地球環境問題等のグローバルな課題への対処、世界貿易の拡大等、両者に共通する課題への取組にあたっての協調態勢の強化に加え、規制緩和や各種障壁の撤廃・削減を通じた互いの市場へのアクセス改善といった様々な対話が行われてきた。

35 Framework for advancing transatlantic economic integration between the European Union and the United States of America

36 特に、金融・資本市場については、米国で一般的に用いられている会計規則と欧州で用いられている国際会計基準が、2009年までの早い段階で、互いの管轄内で認められるよう環境整備を行う、としている。

37 この他、最近存在感を増しているソブリン・ウェルス・ファンド (SWF) 等による投資の受入れについて、その商業目的の投資を歓迎するとしつつ、透明性の確保が重要であること等が盛り込まれている。

あり、両者の連携の動向を注視していく必要がある。

(2) 国際標準化で強みを発揮する欧州

近年、グローバルな市場創造において、特に欧州がその強みを発揮しているとして注目されているのが、国際標準化の分野である³⁸。

(国際標準を獲得する意義)

ある製品の標準が国際標準として認められると、当該標準を備えた製品は海外での製造・販売にあたって仕様を変更する必要がなくなるというメリットがあり、国際標準を獲得しているという信頼感から、当該製品の世界市場におけるシェア拡大も期待できる。特に、WTO貿易の技術的障害に関する協定(Technical Barrier to Trade, TBT協定³⁹)の発効(1995年)後、国際標準の獲得は諸外国における標準化活動に対してより大きな影響力を持つようになったとされる。逆に、国際標準化の獲得に失敗すると、製品を海外で製造、販売する際には、国際標準規格に合わせた開発・設計・製造投資をしなければならなくなる。製品の国際競争力は、性能や技術力等の製品の属性に加えて、国際標準を獲得できたか否かに大きく左右されるようになっている。

(グローバル戦略としてのEUの標準化政策⁴⁰)

「標準化」については、EUは市場統合促進の観点から、先進的な取組を行ってきた。1985年5月のEC理事会(当時)において、標準化に関して、それまでの製品安全規制のあり方⁴¹と一線を画す画期的な方針「技術

整合化及び規格に対するニューアプローチに対する決議」が採択された。

この「ニューアプローチ」においては、欧州委員会が制定する指令(「ニューアプローチ指令」)で厳守すべき一般的な要求事項のみを定める。各製品分野における技術仕様(標準)等の策定は欧州標準化機関⁴²に委任し、これらの標準化機関が指令に基づいて策定した標準⁴³に合致していれば、当該製品は自動的に欧州委員会が要求する安全性の要件を満たしているとみなされ、欧州域内での自由な流通が保証される。この柔軟な仕組みによって、欧州標準化機関の活動への欧州企業の積極参加、欧州規格による欧州単一市場の創設、更には、製品安全規制の策定プロセスへの民間活力の活用、多様な製品の流通の確保という、多くの難しい政策的課題を同時に実現することが可能となった。「ニューアプローチ」は、欧州標準化機関に大きな権限を与えることで欧州域内の標準化を加速させ、後述する国際標準化活動での欧州の主導的な地位を生む基盤としても大きな役割を果たしている。

また、EUでは域内標準を更に国際標準化することの重要性が強く認識されており、グローバル化への対応という視点から、標準化に関していくつかの理事会決議が採択されている⁴⁴。2004年12月の理事会決議においては、①欧州の標準化機関による標準化活動の効率性・一貫性・透明性の改善に取り組むこと、②欧州標準をグローバル市場に展開すること、③ISOやIECといった国際標準化機関において欧州標準を国際標準とするよう努力すべき、と指摘している⁴⁵。

ISOやIECの国際規格策定プロセスにおいてイニ

38 日本工業標準調査会ウェブサイトによれば、「標準化」とは、製品の品質、性能、安全性、寸法、試験方法等に関する基準づくりであり、国際標準化とは、そのための国際的な取決めを行うことである。

39 TBT協定は、WTO加盟国に対し、工業製品等に関する各国の規格・基準認証制度が不必要な貿易障害とならないよう、各国で強制規格や任意規格を必要とする場合において、関連する国際規格が既に存在するとき、又は、その仕上がりが見込めるときは、当該国際規格(又はその関連部分)を基礎として用いることを定めている。

40 梶村芳敬(2006)「先進各国の標準化制度及び活動に対する考察—米国のセクトラルアプローチと欧州のニューアプローチ」(『標準化と品質管理』Vol.59 No.3)(2006年3月)等による。

41 それまでは、言語や法律、技術規格、安全や試験検査、認証等に関する考え方の違いがあり、調整が容易ではなかった。

42 欧州標準化委員会(European Committee for Standardization, CEN)、欧州電気標準化委員会(European Committee for Electrotechnical Standardization, CENELEC)、欧州電気通信規格機構(European Telecommunications Standards Institute, ETSI)といった機関である。

43 これらの標準化機関が策定する規格は欧州規格(EN規格)と呼ばれる。ニューアプローチ指令に基づいて策定した規格についてはEN規格であると同時にEUの「欧州整合規格(European Harmonized Standards)」となる。

44 1990年10月の理事会決議では、ニューアプローチが域内の標準化の取組を促進し、域内市場統合に貢献したとしつつ、今後は、市場のグローバル化に対応した新しい戦略を構築する必要があるとしている。また、2002年3月の理事会決議では、グローバル競争においては、国際規格の開発が速やかに行われるよう、標準化機関における効率性の向上(規格策定期間の短縮)が必要である、としている(梶村(2006))。

45 また、CENやCENELECにおいても、1998年10月、標準化戦略に関する文書が採択されており、欧州が結束して域内を越えた国際標準策定のプロセスに参加しようという姿勢が明確に示されている。2010年までの標準化戦略として、CENは「CEN Strategy 2010」を、CENELECは「CENELEC's Visions Until 2010」を採択した。ISOやIECとの協力や、それらの国際標準化機関やWTOに対する欧州統一ポジションを形成することがうたわれている。

シアティブを発揮するには、他国に先駆けて国際提案をすることに加え、提案に賛同する「仲間づくり」が欠かせない。欧州は域内一体となって国際標準化に取り組む体制が整っており、例えば、あるEU加盟国が規格案をISO等に提出した場合、地理的・文化的な背景から利害の共通することの多い他のEU加盟国からの支持を得やすく、比較的容易に多くの賛同国を得ることができると考えられ（ISOやIECのメンバーは各国一機関でそれぞれ1投票権を有する⁴⁶ことから、EUだけで最大27票を獲得可能）、結果的にEU諸国は国際標準化活動を有利に展開することができる。

3 アジア諸国のグローバル戦略

(1) 中国のグローバル戦略

中国は、1979年の「改革開放」政策への転換以降、外資系企業の進出を受け入れ、着実な経済成長を遂げた。特に2001年12月のWTO加盟以降、輸出を一層飛躍的に伸ばし、「世界の工場」としての地位を確立した。この間、名目GDPは、1980年の3,080億ドルから2007年には3兆2,508億ドルにまで成長しており、中国は世界経済のグローバル化の中で最も成功した国の一つと考えることができる。

一方で、中国は、貿易黒字拡大による諸外国との貿易摩擦、知的財産権保護の不備、製品等の安全性の問題等、海外との間で様々な課題に直面している。

(輸出、外資利用の構造転換)

対外開放は、1979年以降の中国の基本国策であるが、近年は貿易構造の転換や外資利用の質の向上などの必要性が認識されている。2006年3月の全国人民代表大会（全人代）で採択された2006年から2010

(3) EUのグローバル戦略の特徴

標準化政策に見られるように、近年、EUは域内の制度やルール形成において、グローバル市場を意識した域内・域外一体の取組みを行ってきた。域内の制度やルールを国際的な制度・ルールに整合的なものとする、という受身の姿勢ではなく、むしろ、域内の制度を国際的な制度・ルールにすることでグローバルな市場を自らに有利な形で取り込もうとする積極的な姿勢は、我が国が今後市場創造を推進する上で大いに参考になるものである⁴⁷。

年までの「第11次5カ年計画政府要綱」では、独自のハイテク製品、自主ブランドや独自の知的財産権等を重点とする輸出構造転換を打ち出すとともに、外資のハイテク、環境保護等の分野への進出誘導、中国企業の対外進出促進等が打ち出されている⁴⁸。

2008年全人代政治活動報告でも、引き続き改革開放の継続、自主的創造と革新の推進が強調されている。

(独自の知的財産権の育成)

中国における知的財産制度は、現在、おおむねWTO TRIPS協定に整合的な内容になったと考えられているが、模倣品・海賊版等の不正商品の横行の実態は改善していない⁴⁹。中国政府は、引き続き知的財産権保護に向け国内法の改正・執行体制の強化等の取組を行う⁵⁰とともに、自主的なブランドの育成等知的財産権の確立・育成を重視している。例えば、2007年11月に行われた中国共産党第十七回全国代表大会における胡錦涛国家主席による報告においても「対外

46 なお、CEN等の欧州標準化機関は加重投票制度を採用しており、ドイツ、フランス、英国等の経済規模の大きな国々は、他の国の10倍以上の投票権を有する。また、欧州標準化機関で策定された欧州規格については、欧州各国政府は自国の規格としての採用が義務づけられているため、一度欧州規格が採用されると、ISO等において類似の標準の策定が行われる場合には、当該欧州規格を支持する行動をとることが想定される。欧州企業の視点からは、ISOとCENの投票制度を状況に応じて効果的に使い分けることで、ISO等での国際標準化活動を極めて優位に進めることが可能である。

47 前述の「グローバル・ヨーロッパ」の域内政策に関する記述においても、「(EUは) ベスト・プラクティスのシェア、グローバルなルール及び標準づくりにおいて、主導的な役割を果たさなくてはならない。そのためには、域外についても考慮しながら、域内の規則や標準を構築していかなければならない」と述べられており、域内のルールを域外に積極的に広げることで、グローバルなルールづくりにおいて欧州が主導権を握ろうという明確な戦略が見て取れる。

48 第11次5カ年計画政府要綱第9篇「互恵・ウィン・ウィンとなる開放戦略を実施する」。なお、独自製品の創造に向けて、企業の技術創造革新の主体的地位強化についても言及されている（第7篇「科学教育で国を進行する戦略と人材で国を強くする戦略を実施する」）。

また、科学技術の発展に関しては、5カ年計画とは別に、2006年2月に「国家中長期科学技術発展計画要項」が策定されており、2020年までに研究開発投資をGDP比2.5%以上へ引き上げること、科学技術の対外依存度を30%以下へ引き下げること、中国人による発明特許数と科学論文の引用数を世界5位以上に引き上げること等が目標とされ、税制や融資制度等、そのための環境整備を行っていくとしている。

49 経済産業省（2008）『2008年版不正貿易報告書』。

50 中国政府の知的財産権保護に向けての取組については、「2008年中国の知的財産権保護行動計画」等を参照。

投資と協力方式のイノベーションを行い、企業の研究・開発、生産、販売などの面における国際化運営をサポートし、我が国の多国籍企業および世界的に著名なブランドの育成を加速する。」と、独自ブランドの育成に言及している。

（「引進來」(外資導入) から「走出去」(海外進出) へ⁵¹⁾

中国の対内直接投資について見ると、1990年代後半頃までは、国内の資本不足を補うために外資導入の奨励促進（いわゆる「引進來」政策）が進められ、低い労働コストを背景に、外資系企業が相次いで製造拠点を設けた。しかし、中国からの低価格品の輸出は急増したが、外資系企業からの技術移転が思うように進まず国内企業の技術力が向上しない等、外資導入のメリットが必ずしも十分に得られているわけではないという認識が徐々に広まり、中国の発展に真に寄与するような外資導入が重視されるようになっていく。第11次5カ年計画においても、対内投資の「質の重視」がうたわれ、農業の近代化への貢献が期待できる投資、電子情報・石油化学・化学・自動車分野の投資、伝統的産業（軽工業、機械工業、紡績工業、原材料工業、建築業等）の改革と高付加価値化への貢献が期待できる投資、インフラ建設への投資、省エネルギー・環境保護に貢献する投資、発展が遅れているサービス産業（金融・保険・証券、商業・流通、観光等）への投資が奨励されている⁵²⁾。

こうした対内投資の質を重視するアプローチに加え、2000年の全人代では、対内直接投資に比べて少なかった対外直接投資の拡大を目指す、いわゆる「走出去」戦略が正式に提起され、積極的に推進されるようになっていく。その背景には、輸出拡大による諸外国との貿易摩擦や一部の産業における過剰生産能力、資源不足の深刻化等の問題を、中国企業の海外進出によって改善、解決しようというねらいがある。

中国政府は、中国企業による対外投資を支援するため、対外投資にかかる各種審査・認可手続きの簡素

化⁵³⁾、外貨使用に関する規制緩和、対外投資企業に対する信用供与や対外投資特別融資の実施等のほか、諸外国と投資保護協定や二重課税防止協定を締結するなどの環境整備を積極的に行っている。また、2005年末に中国商務部は、投資相手国に工業団地（国外経済貿易合作区）を設立し、そこに中国企業を集中させ、税制面、融資制度等の面で優遇措置を付与するという構想を発表しており、2008年2月現在、アジア、アフリカ、ロシア、中南米に合計19カ所の合作区が設立されている⁵⁴⁾。

こうした政策的支援もあり、中国からの対外直接投資は、2004年頃から急速に拡大している⁵⁵⁾。地域別内訳（2005年末 ストックベース）を見ると、香港向け（約64%）、ケイマン諸島（約16%）向けが大半を占めているが、2004年からの変化を見るとロシアやオーストラリア、カザフスタン等の資源国向けの投資が大きく増加していることがわかる（第4-1-3図）。

（豊富な外貨準備の運用 ―中国投資有限公司（CIC）の設立⁵⁶⁾

第1章第3節で見たように、中国の外貨準備高は2006年2月末、日本を上回って世界一となり、2007年末現在で約1.5兆ドルにまで増加している⁵⁷⁾。中国の外貨準備は主に米国の財務省債券（Treasury Securities）に投資されているが、収益性は高くなく、運用先が集中していることから、より効率的な他の運用方法を検討する必要があった。

2007年9月、中国政府は外貨準備の一部を効率的に運用する機関として、いわゆるソブリン・ウェルス・ファンドである「中国投資有限責任公司（China Investment Corporate Ltd (CIC)）」を設立した⁵⁸⁾。CICは国務院直属の組織であり、海外向け投資行動には中国政府の対外方針も反映されることも考えられ、今後の動きが注目される。

51 野村総合研究所、此本臣吾（2008）「2015年の中国」、小島末夫（2005）「中国の“走出去”戦略と対外投資奨励」（『国際貿易と投資』（2005年秋））、萩原葉子（2008）「国家戦略に基づき急増続く中国の対外投資」（三菱東京UFJ銀行『経済レビュー』）等。

52 国家発展改革委員会・商務部「外商投資産業指導目録」。

53 例えば2000年には、加工貿易の海外進出奨励の対象となる製品リストが作成されている（2002年に大幅拡充）。このリストに掲載された品目については対外投資の審査手続きが簡素化されている（前掲 野村総合研究所／此本（2008））。

54 劉元森（2008）「ベトナムなど11カ所の工業団地を合作区として認定」。

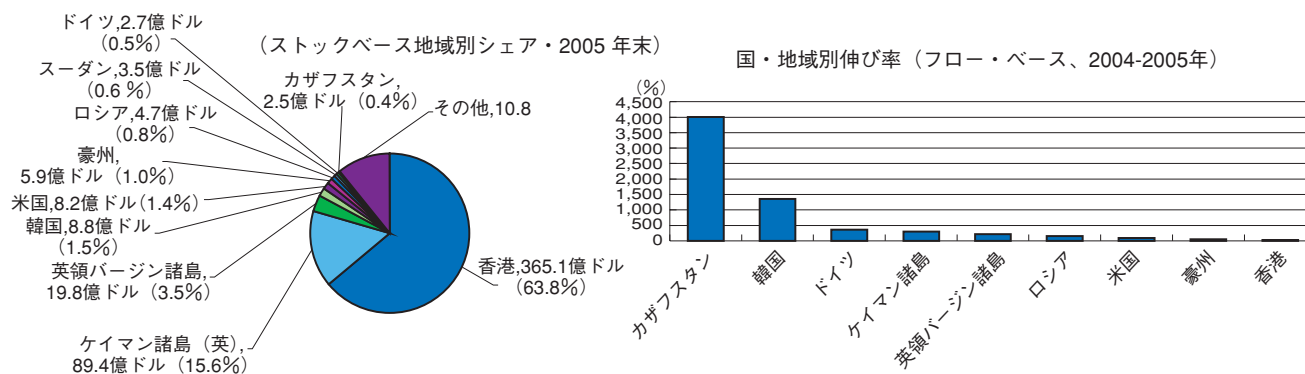
55 UNCTAD「WIR」。2002年25億ドル、2003年29億ドル、2004年55億ドル、2005年123億ドル、2006年161億ドル。

56 朱炎（2008）「外貨準備の本格的運用を始めた中国―中国投資設立の影響とビジネスチャンス」。

57 IMF「IFS」。

58 CICの資本金2,000億ドルは、財政部が特別国債を発行して中央銀行から外貨準備を購入する方法で調達した。

第4-1-3図 中国の国別・地域別対外直接投資（金融を除く）



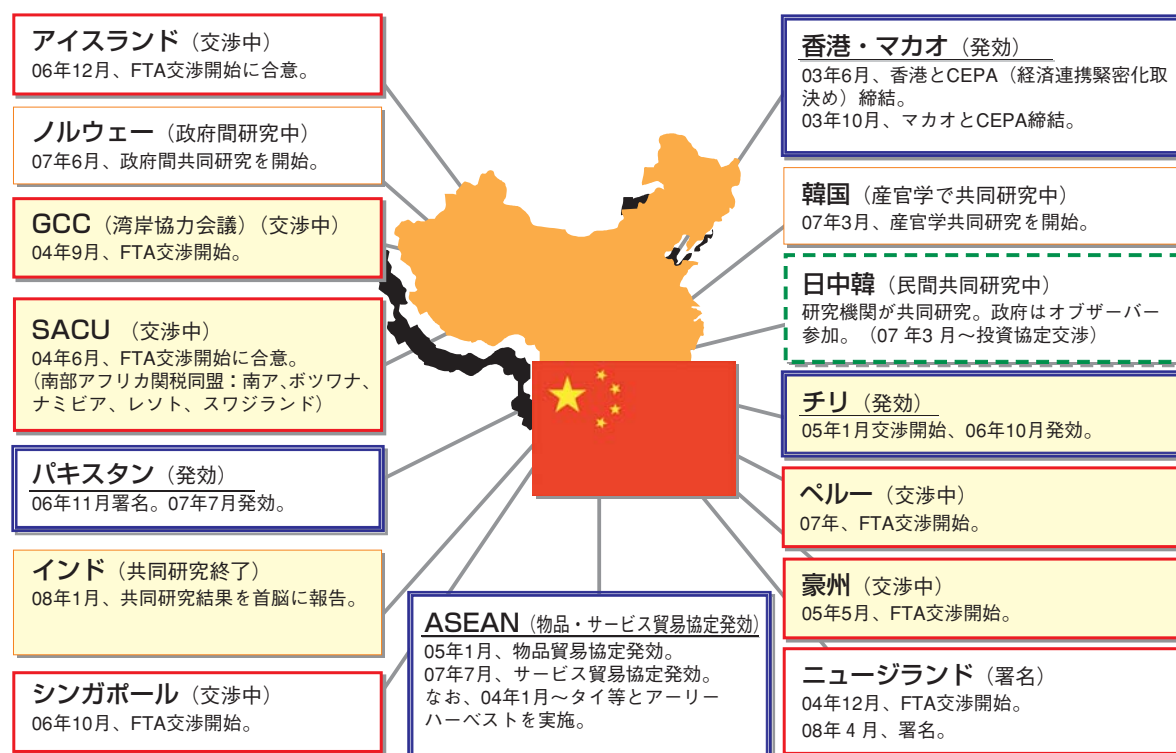
資料：JETRO（2007）『2007年版ジェトロ貿易投資白書』。
 原出所：2005年度中国対外直接投資統計広報。

（主要国とのFTAの推進）

中国は近隣アジア諸国をはじめとする諸外国とのFTAにも積極的に取り組んでいる。ASEANとは、2005年1月に物品貿易協定が、2007年7月にはサービス貿易協定がそれぞれ発効している。パキスタンとのFTAも2007年7月に発効している。ニュージーラ

ンドとは2008年4月に署名しており、シンガポール、豪州とは交渉が開始されている。インドとも、FTA交渉に向けた共同研究が終了、韓国とは産官学で共同研究中である。また、最近ではノルウェーやGCC（湾岸協力会議）等、資源産出国・地域とのFTAに向けても準備を進めている。（第4-1-4図）

第4-1-4図 中国のFTAの動向



備考：2008年5月現在。
 資料：経済産業省作成。

（2）韓国のグローバル戦略

韓国は1997年に深刻な通貨危機に直面したが、ウォンの大幅な下落等により急激な輸出拡大に成功し、

短期間で危機を脱した。その後も輸出依存度を高めつつ安定的に成長しており、グローバル化の中で成功を収めている国である。

(主要国とのFTAの推進)

韓国がFTA締結交渉を始めたのは比較的遅く、1999年にチリとの交渉(2004年4月発効)を開始したのが始まりである。

韓国がFTAの締結を積極的に推進し始めたのは、2003年2月に盧武鉉大統領が就任した後である。シンガポール(2006年3月発効)、EFTA⁵⁹(2006年9月発効)、ASEAN(2007年6月、物品貿易協定が発効(タイを除く))と、短期間に交渉を成立させた。

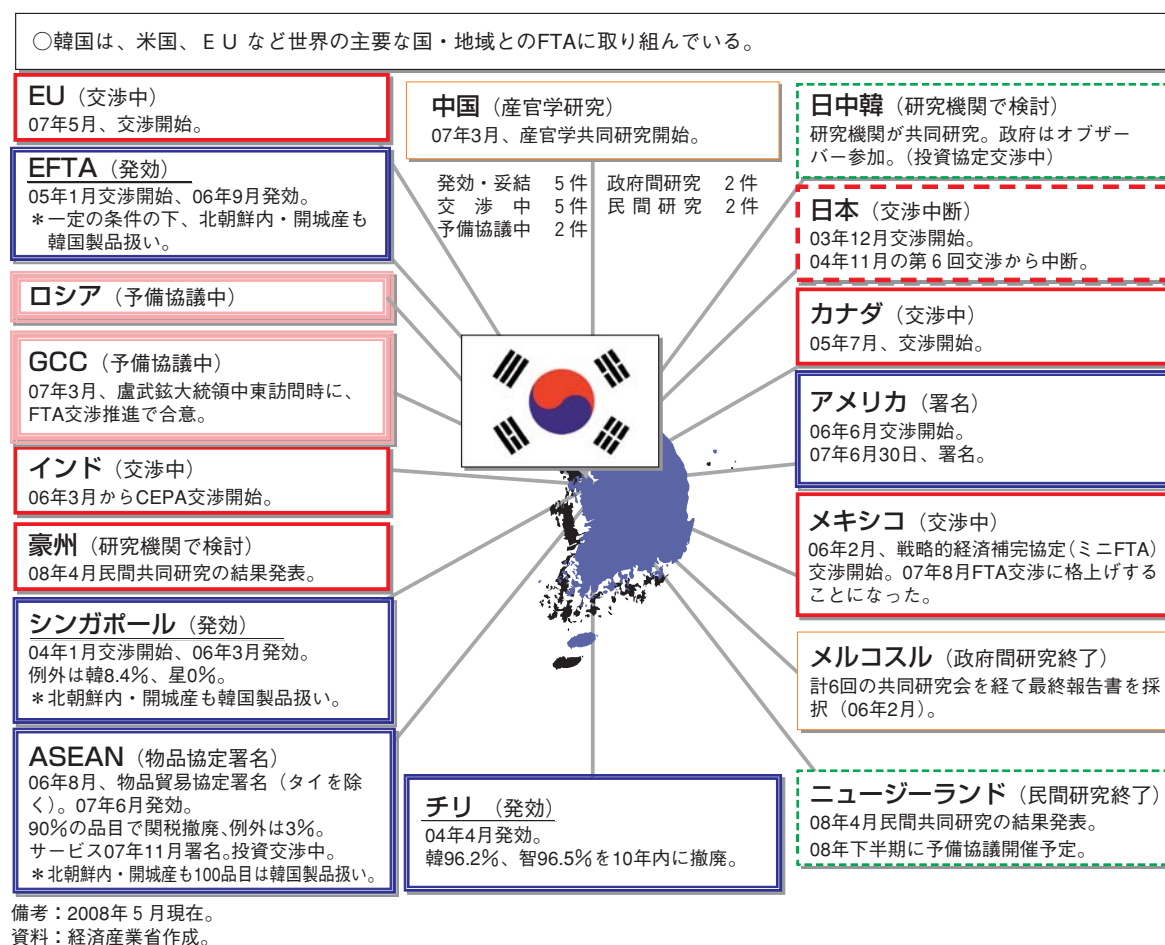
さらに、韓国は、米国やEU等、世界の主要な国・地域とのFTA締結にも積極的に取り組み始めた。2007年6月、米国とのFTAに署名した⁶⁰。また、大きな先進諸国・地域市場や成長著しい新興市場への進出を目指し、EUやカナダ、インド等ともFTA交渉中である。このほか、中国との間で産官学の共同研究を開始(2007年3月)しており、ロシアや湾岸諸国(GCC)とも予備協議を行っている(第4-1-5図)。

(李明博政権の「7%成長能力を備えた経済」戦略)

2008年2月、李明博大統領が就任し、3月には新政権による韓国の新しい発展に向けたアクションプラン「2008年実践計画」が発表された。同実践計画では、アジア通貨危機以降、韓国が成長の鈍化、設備投資の伸び悩み、国内消費の低迷に加え、米国をはじめとする諸外国の経済成長見通しの悪化や資源価格の高騰等の不安要因に直面していることに触れ、①投資・消費基盤の拡充を通じた景気回復、②規制緩和や金融のグローバル化等の企業環境の改善を通じた持続的成長、③研究開発投資の拡大やサービス産業の競争力強化、人的資本の拡充等、新しい成長をけん引する基盤強化を通じた長期的な成長の三つを柱とする実践課題を打ち出している。

このうち、②の持続的成長に向けた具体的な措置としては、規制の最小化⁶¹、法人税率の引き下げを含む根本的な税制改正、金融の国際競争力強化⁶²等が盛り込

第4-1-5図 韓国のFTAの動向



⁵⁹ 1958年の欧州経済共同体(EEC)の発足に伴い、EECの枠外にあった欧州7か国(英国、オーストリア、デンマーク、ノルウェー、ポルトガル、スウェーデン、スイス)が設立。現在の加盟国は、スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン。

⁶⁰ コラム42参照。

⁶¹ 他の先進諸国にない規制は撤廃し、また、規制を存続する場合にもグローバルスタンダードにかなうものとするとしている。

まれている。

③の長期的な成長の実現については、研究開発投資の拡大（2006年の対GDP比3.2%を2012年に5%まで拡充）、様々な参入規制や営業規制等の見直しによる競争促進やIT活用の促進等によるサービス分野の競争力強化、多角的な資源外交の推進、人的資本の拡充⁶³、国境を越えた資本移動の円滑化に向けた外国為替関連規制の緩和、対内投資促進⁶⁴、FTAの推進等がうたわれている。

(3) ASEANのグローバル戦略

1967年8月、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイの5か国で設立されたASEANは、その後、ブルネイ（1984年）、ベトナム（1995年）、ラオス（1997年）、ミャンマー（1997年）、カンボジア（1999年）が加盟し、2007年、設立40周年を迎えた。2007年現在のASEAN10か国の人口は5.8億人、名目GDPは1.3兆ドルである⁶⁵。

ASEAN諸国は「高成長＝産業構造の高度化」という認識の下、エレクトロニクス産業の積極的な誘致や、マレーシアやインドネシアにおける国民車構想、マレーシアのマルチメディア・スーパー・コリドー計画等の情報通信分野の発展に向けた取組等を行ってきた。1980年代から急速に増加した海外からの直接投資は、ASEAN経済のけん引役となり、「アジア通貨危機」⁶⁶の発生まで「アジアの奇跡」と呼ばれるほどの高成長を実現することとなった。1997年には、「アジア通貨危機」による打撃を受けながらも、ASEAN経済は1999年には回復基調に入るなど、底堅さを見せた。さらに、2000年代以降、アジア地域各国との間で、FTAやFPAを積極的に締結し、FTA/EPA網のハブとなる形で、アジア地域の経済統合を引っ張る存在となっている。

また、ASEANの統合にとっては、FTAに加えてオープンスカイ協定も重要な役割を果たしている⁶⁷。現在、グローバル化の進展、東アジアの相互依存関係が深化する中、ASEANは域内の結束をより強固なものとし、従来の各国同士の協力関係の強化だけでなく、一つの統合体としてのプレゼンスをも高めようとしている。

（「協力」から「統合」へ）

○ASEAN経済共同体（ASEAN Economic Community, AEC）

1976年2月のASEAN首脳会議で、政治、安全保障、経済分野等に関するASEANレベルでの協力体制の構築に向けた原則として「ASEAN共和宣言」が採択されてから、ASEAN各国は域内の協力関係の強化に努めてきた。ASEAN域内の相互依存関係が深まるにつれ、各国間の協力関係から一つの共同体としてのASEANの構築が意識されるようになり、これを受けた1997年の第2回ASEAN非公式首脳会議（クアラルンプール）で2020年⁶⁸までにASEAN共同体を構築することを展望するという目標が初めて明記された「ASEAN ビジョン 2020」が採択された⁶⁹。

さらに、2003年には、①ASEAN安全保障共同体 ②ASEAN経済共同体 ③ASEAN社会・文化共同体を3つの柱とするASEAN共同体の創設を提唱した「第二ASEAN共和宣言」が採択された。

3つの共同体構想のうち、ASEAN経済共同体（AEC）では、より緊密な経済統合を通じ、経済成長及び開発のための競争力を強化することが目標とされており、①単一市場・生産拠点に向けた統合プロセスの加速化、②優先統合11分野⁷⁰の指定、③投資の自由化・円滑化・推進等のASEAN投資地域（AIA）の推進、AFTAにおける域内関税撤廃のスケジュール等が盛り込ま

⁶² アジアのトップとなる銀行や投資会社を育成、必要な規制緩和の推進、国際的な金融ハブ構築、研究開発投資を促進するためのファンドの設立等が挙げられている。

⁶³ 女性や高齢者の経済活動参加拡大、大学の競争力強化、外国人労働者活用の拡大を目指したビザ・永住権制度の改善等の検討等が挙げられている。

⁶⁴ 外国人投資制限業種の開放、企業経営・学校・税金等の外国人の生活環境の改善等が挙げられている。

⁶⁵ ASEAN事務局ウェブサイト。

⁶⁶ 第2章第1節参照。

⁶⁷ ASEANの統合に関して、2008年1月の世界経済フォーラムに参加したシンガポールのリー・シェンロン首相（ASEAN議長）は、ASEANはAFTAとASEANオープンスカイ政策を通じて一層統合を進めているとコメントしている。

⁶⁸ 2007年1月のASEAN首脳会議（フィリピン）で、2015年に前倒しされた。

⁶⁹ 同ビジョンの最初の行動計画として「ハノイ行動計画（1999～2004年）」が策定された。現在は、第二次の行動計画として「ビエンチャン行動計画（2004～2010年）」が推進されている。

⁷⁰ 農産物加工品、自動車、エレクトロニクス、漁業、ゴム製品、繊維・アパレル、木材製品、航空業、e-ASEAN、ヘルスケア、観光であり、2007年8月より、新たに「物流」が加わり、現在12分野となっている。

第4-1-6表 ASEAN経済共同体（AEC）ブループリントの概要

1	単一の市場・生産拠点 物品貿易の自由化（関税撤廃*、非関税障壁の撤廃、原産地規則の整備、貿易円滑化、税関の統合、ASEANシングルウィンドウ（税関手続における窓口一元化）の実現、貿易に関する標準・技術的障壁（TBT）の撤廃）。 *関税撤廃について： AFTAにおけるCEPT（共通効果特惠関税）協定及び関連強敵に沿って域内関税を全廃。 （Ⅰ）センシティブ品目を除きASEAN6（タイ、フィリピン、インドネシア、マレーシア、シンガポール、ブルネイ）は2015年までに、CLMV は2018年までに関税撤廃。 （Ⅱ）優先統合分野の品目についてはASEAN6は2007年までに、CLMVは2012年までに関税撤廃。 （Ⅲ）SL品目については、CEPTスキームに移行し、ASEAN6は2010年1月1日までにそれら品目の関税を0～5%まで削減。ベトナムは2013年まで、ラオス及びミャンマーは2015年まで、カンボジアは2017年までに同様の措置。 （Ⅳ）一般例外品目についてもCEPT協定に準拠。 サービス分野の自由化（航空輸送、e-ASEAN、ヘルスケア、観光、物流をはじめとするサービス分野の自由化、金融分野の規制の緩和・撤廃等） 投資の自由化（投資保護、投資円滑化・協力、投資促進・自由化） 資本移動の自由化（資本市場に関するルール整備・調和等） 熟練労働者の移動（学生や教育スタッフの域内移動の促進、サービス分野におけるスキル向上等） 12分野（農産物加工品、自動車、エレクトロニクス、漁業、ゴム製品、繊維・アパレル、木材製品、航空業、e-ASEAN、ヘルスケア、観光、物流（2007年8月より））で優先的に統合を実現。
2	高度な競争力を持つ経済圏 競争政策（2015年までに全ての加盟国において競争政策を導入 等）。 消費者保護（より充実した消費者保護政策を推進するため、「消費者保護に関する調整委員会（ACCP）」を設置。 知的財産権の保護 インフラ開発（輸送協力、陸上輸送、海上・航空輸送、情報インフラ、エネルギー・鉱業に関する協力、インフラプロジェクトに対する資金援助等）。 租税（二重課税防止条約の締結等） 電子商取引の推進
3	均衡の取れた経済開発を実現する地域 中小企業の育成。 ASEAN統合イニシアティブ（IAI）（域内格差是正のためのプログラム）の推進。
4	グローバル経済への統合 対外経済関係における緊密かつ一貫したアプローチ（FTA、CEP等の枠組を含む域外諸国との関係強化にあたりASEANが一体となって取り組む） グローバル供給ネットワークへの参画強化（製品製造・流通において国際的なベスト・プラクティスや標準の採用等）

資料：ASEAN事務局Webサイト等。

第4-1-7表 ASEAN憲章の構成

1章 憲章の目的・原則	1条～2条	平和・安全・安定の維持、域内協力の強化、非核、単一市場の創設、域内の格差縮小、民主主義の強化、国境を越えた犯罪等の脅威への効果的な対応、持続可能な発展の促進、人材育成、ASEANとしてのアイデンティティの確立、域外に対して開かれた透明な排外的でないASEANの確立等。加盟国の独立・主権・平等・領土・アイデンティティの尊重、平和的な紛争解決、内政干渉等。
2章 法人格の付与	3条	ASEAN に法人格を付与。
3章 加盟国	4条～6条	ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムを加盟国とすること、加盟国の権利と義務、新規加盟の要件等。
4章 機構	7条～15条	ASEAN首脳会合、ASEAN調整評議会、ASEAN共同体評議会、分野別閣僚会合、ASEAN事務局及び事務局長に関する規定。ASEAN人権機構の設置、ASEAN基金の設置 等。
5章 ASEAN関係組織	16条	略
6章 免責・特権	17条～19条	略
7章 意思決定方式	20～21条	原則として全会一致、一致に至らない場合は首脳会議で決定すること等。憲章規定に対する深刻な違反・不履行行為があった場合にはASEAN首脳会合で処分を決定。
8章 司法・訴訟	22～29条	平和的な紛争処理、仲介。
9章 予算・財務	29～30条	ASEAN 事務局運営予算に関する規定等。
10章 行政・手続	31～40条	ASEAN議長国に関する規定、英語を業務言語（working language）とすること、ASEANのモットー：One Vision, One Identity, One Community, ASEANの旗、ASEAN記章、ASEAN記念日（8月8日）、ASEAN歌の制定等。
12章 対外関係	41～46条	域外諸国との友好関係発展、憲章に則った対外関係の構築等。
13章 憲章発効プロセス	47～55条	署名、批准、発効、修正に関する規定、5年ごとの見直しに関する規定等。

資料：ASEAN事務局Webサイト。

れている。2007年11月のASEAN首脳会議において署名された「AECブループリントに関する宣言」により、AECに向けた取組は更に拡充・加速化されている（第4-1-6表）。

○ASEAN憲章

ASEAN共同体の創設にあたり、ASEANの組織、諸制度を一層整備していくことの必要性が認識されるようになった。2005年12月のASEAN首脳会議では「ASEAN憲章の創設に関するクアラルンプール宣言⁷¹」が合意され、ASEAN憲章に含まれるべき諸原則や、憲章のあり方に関してASEAN全参加国の民間有識者からなる賢人会議を設置し、検討を進めることが確認された。同賢人会議での検討及び同賢人会議がまとめた報告書に基づき、ASEAN憲章の起草が行われ、2007年11月のASEAN首脳会議において署名された。

ASEAN憲章は前文と13章55条から成っている。これまで国際法人格を有さない枠組であったASEANに法人格を付与すること⁷²、民主主義の推進、基本的自由・人権の尊重がうたわれ「ASEAN人権機関の設置」が盛り込まれたこと、加盟国に対する法的拘束力を有する⁷³点で画期的な内容となっている（第4-1-7表

ASEAN憲章の構成）。

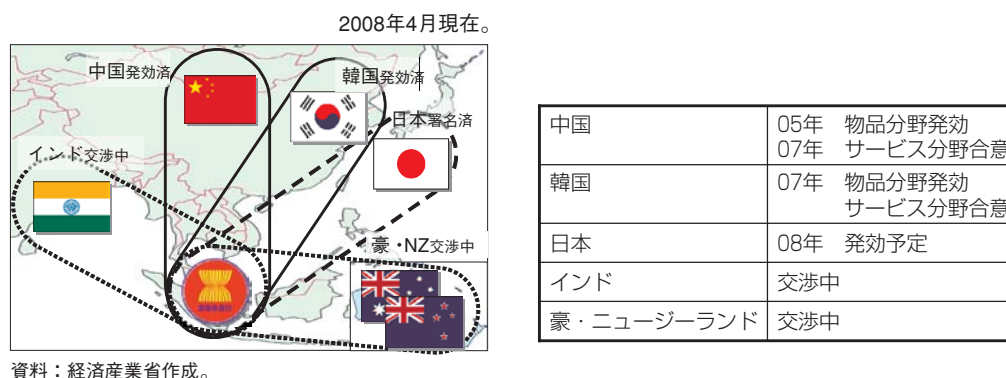
グローバル化の進展や中国やインド等の台頭等、ASEANを取り巻く環境が大きく変化してきている中、これらの諸課題にASEANがより強固に連携して取り組み、名実ともに統合体としてのASEANとなる法的根拠を形成したという点で、同憲章の創設は歴史的意義を持つと言える。

（東アジアの統合とASEAN）

ASEANは統合に向けた取組を着々と行うとともに、域外諸国・地域とも関係を強化している。近年、東アジアにおいて貿易をはじめとする相互依存関係が深化する中、東アジア諸国同士の自由貿易協定や経済連携協定締結の動きが活発化しているが、ASEANは、中国、韓国⁷⁴とFTAを発効させ、日本ともEPAの署名を完了している。インド、豪州、ニュージーランドとも交渉を継続しており、東アジアのEPA/FTAの結節点（ハブ）として位置付けられている（第4-1-8図）。

現在、東アジアが一体となったFTAの枠組構築の気運が高まっているが、ASEANは東アジアの統合のプロセスにおいて、今後も重要な役割を果たしていくものと考えられる。

第4-1-8図 ASEANのEPA/FTAの動向



⁷¹ Kuala Lumpur Declaration on the Establishment of the ASEAN Charter.

⁷² このことにより、ASEANが組織として諸外国、国際組織（EU等）と様々な条約や協定を締結することが可能になる。

⁷³ 加盟国による憲章への重大な違反があった場合には憲章20条により、ASEAN首脳会議の場で処分を決定する。

⁷⁴ ASEANのうちタイのみ未署名である。